

# 宮崎県の教育

～ 令和 2 年版 ～

宮崎県教育委員会

# 目 次

宮崎県教育基本方針及び宮崎県人権教育基本方針	1
宮崎県教育振興基本計画	2
令和2年度宮崎県の教育施策	3
<b>第1章 教育行財政</b>	
第1節 県教育委員会	9
1 教育委員	9
2 委員会の会議	9
3 教育委員会規則の制定・改廃	11
4 県教育委員会事務局機構	12
5 附属機関	15
第2節 市町村教育委員会	16
1 設置状況	16
2 教育委員	16
3 教 育 長	16
4 事務局職員数	16
第3節 教育財政	17
第4節 企画・広報広聴・調査統計	19
1 企 画	19
2 広 報 等	19
3 調査統計	22
第5節 教育関係法人	23
1 一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人	23
2 公益信託	23
第6節 争訟関係	24
1 裁判所係属事件	24
第7節 表 彰	25
1 宮崎県文化賞	25
2 宮崎県スポーツ栄誉賞・特別賞	26
3 教育功労者表彰	28
4 社会教育関係	30
5 地域文化功労者教育長表彰	32
6 「地域学校協働活動」推進に係る県教育長表彰	32
7 文部科学大臣表彰	34
8 叙 勲	35
9 褒 章	35
第8節 主な教育行政の動き	36
<b>第2章 教 職 員</b>	
第1節 構 成	39
1 学級編制基準及び教職員定数	39
2 教職員配当基準	40
3 年齢別教職員数	41
第2節 人 事	48
1 教職員人事異動方針	48
2 人事異動状況	51
3 定年制度	53
第3節 免 許	54
1 授与件数	54
2 免許法認定講習	54
3 教員免許更新制	54

第4節	給 与	55
1	令和元年度の給与等に関する勧告及び報告について	55
2	令和元年度の給与等の改正について	55
3	給料表	56
第5節	福利厚生	70
1	定期健康診断	70
2	厚生事業	70
3	公立学校共済組合	70
<b>第3章 学校教育</b>		
第1節	幼稚園	75
1	設置状況	75
2	園児数、学級数、教職員数	75
3	就 園 率	76
4	教育活動	77
第2節	小学校・中学校	78
1	学校数、学級数、児童生徒数、教職員数	78
2	設置廃止	84
3	教育活動	84
4	就学援助	90
第3節	高等学校	91
1	学 校 数	91
2	教職員数	91
3	設置廃止	91
4	県立高等学校入学者選抜状況	93
5	教育活動	93
第4節	中等教育学校	97
1	学 校 名	97
2	教職員数、生徒数	97
3	設置期日	97
4	入学者選抜状況	97
5	教育活動	98
6	進路状況	98
第5節	特別支援教育	99
1	特別支援学校	99
2	特別支援学級及び通級による指導	100
3	教育活動	101
4	振興対策	101
第6節	へき地教育	102
1	級別学校数、児童生徒数	102
2	振興対策	102
第7節	研究・研修活動	103
1	令和2年度研究指定学校等一覧	103
2	現職教育	106
第8節	施設・設備	108
1	校舎及び教室の整備状況	108
2	産業教育施設・整備	114
3	内容設備	115
第9節	育英奨学	116
1	県育英資金貸与事業	116
2	宮崎県奨学会	117

第10節	国際理解教育	118
1	外国語指導助手 (Assistant Language Teacher)	118
2	青少年の国際交流活動	118
3	英語担当教員海外研修	119
第11節	教育の情報化	120
1	教育の情報化	120
2	教職員に対する研修	120
3	学校における教育の情報化に係る環境等	120
<b>第4章</b>	<b>生涯学習・社会教育</b>	
第1節	生涯学習の基盤整備	123
1	生涯学習推進体制の整備	123
2	生涯学習情報提供・相談体制の整備	123
3	地域学校協働活動事業	124
第2節	社会教育の振興	126
1	社会教育振興体制の整備充実	126
2	公立社会教育施設	126
第3節	青少年教育	127
1	青少年教育	127
2	少年団体	127
3	青年団体	127
第4節	成人教育	128
1	女性活動	128
2	P T A活動	128
3	公民館活動	128
4	高齢者教室	129
第5節	家庭教育	130
1	「みやざき家庭教育サポートプログラム」普及事業	130
2	家庭教育学級	130
第6節	視聴覚教育	131
1	施策の方向	131
2	県視聴覚ライブラリー (県立図書館内)	131
<b>第5章</b>	<b>文 化</b>	
第1節	芸術文化の振興	135
1	芸術劇場等の公演	135
2	展 覧 会	136
3	芸術祭・文化祭	137
第2節	文化財	139
1	指定等文化財	139
2	銃砲刀剣類登録審査	139
3	埋蔵文化財調査	140
4	文化財の保護・継承と活用の推進	141
<b>第6章</b>	<b>保 健 体 育</b>	
第1節	学校保健	147
1	児童生徒の発育状態	147
2	児童生徒の健康状態	148
第2節	安全教育	149
1	学校管理下の事故災害	149
2	交通安全	149
3	水難事故	149

第3節	学校体育	150
1	学校体育研究	150
2	学校体育指導	150
3	児童生徒の競技力向上対策事業	151
4	その他	152
第4節	学校給食	153
1	学校給食実施状況	153
2	摂取栄養量	154
3	学校給食共同調理場	154
4	学校給食費	154
第5節	生涯スポーツ	155
1	生涯スポーツの推進	155
2	スポーツ団体	155
3	各種スポーツ大会の開催	157
4	県有体育施設	159
第6節	宮崎県競技力向上対策	160
1	活動状況	160
2	事業実績	161
<b>第7章 人権教育</b>		
第1節	人権教育の推進	165
1	人権教育の沿革	165
2	人権教育の総合的推進	165
第2節	学校における人権教育	166
1	指導者養成・研修奨励	166
第3節	社会教育における人権教育	167
1	指導者養成	167
<b>第8章 学校以外の教育機関等</b>		
第1節	県教育研修センター	171
第2節	県立図書館	180
第3節	県立美術館	186
第4節	県総合博物館	193
第5節	県立西都原考古博物館	200
第6節	県埋蔵文化財センター	205
第7節	スポーツ指導センター	212
第8節	青少年教育施設	222

# 宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、

**「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」**

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

## 宮崎県人権教育基本方針

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と世界人権宣言はうたっています。すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有しています。

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

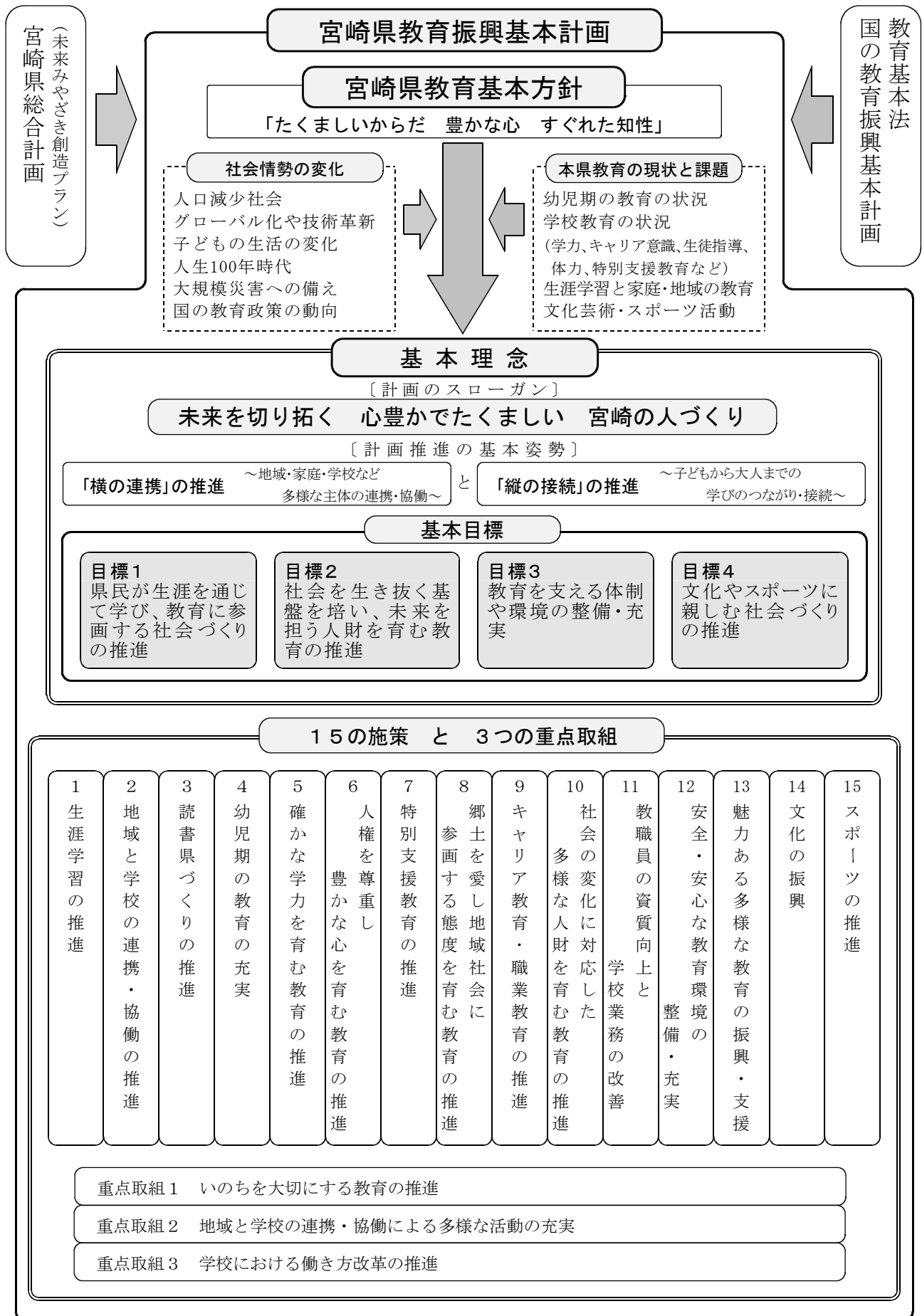
しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動を通して人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めます。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努めます。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールの尊重、善悪の判断など子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努めます。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、人権及び同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別などのあらゆる人権侵害をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努めます。

本方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町村教育委員会及び関係諸機関との連携を図りながら、広く県民の理解と協力を得て推進します。

# 宮崎県教育振興基本計画(令和元年策定)【計画期間:令和元年度~4年度】-全体像-



## 令和2年度 宮崎県の教育施策

宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）に基づき、スローガン「未来を切り拓く 心豊かであたたかい 宮崎の人づくり」の下、効果的で着実な教育施策の推進を図ります。

※以下の文中の「㊦」は今年度の新規事業、「㊧」は改善事業、「㊨」は既定事業

### 基本目標1 県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進

多様な学習機会の提供等に向けた推進体制や社会教育・家庭教育の充実を図る「生涯学習の推進」、教育に参画する体制づくり等を図る「地域と学校の連携・協働の推進」、生涯にわたる読書活動の促進等を図る「読書県づくりの推進」に取り組むとともに、学校教育や文化・スポーツ分野における関係施策の推進を図ります。

本年度事業では、㊦地域の未来を創る地域と学校の連携・協働推進事業や㊧共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業を実施するとともに、㊨「読書県みやざき」を目指した総合推進事業などに取り組み、地域と学校の連携・協働の深化や、県民総ぐるみによる教育のより一層の推進を図ります。

### 基本目標2 社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進

子どもたちに社会を生き抜く基盤となる様々な力を培い、未来を担う多様な人財を育むため、「確かな学力を育む教育の推進」や「人権を尊重し豊かな心を育む教育の推進」、「キャリア教育・職業教育の推進」や「特別支援教育の推進」に取り組むとともに、「郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進」や「社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進」など、主として学校教育の分野における関係施策の推進を図ります。

本年度事業では、㊦みやざき小中学校学力向上支援事業や㊧高校生グローバル・イノベーター育成支援事業、㊨ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業を実施するとともに、㊨宮崎の未来の教育を担う人材育成推進事業、㊦みやざきの発達障がい教育推進事業などに取り組み、子どもたちを育む教育のより一層の推進を図ります。

### 基本目標3 教育を支える体制や環境の整備・充実

子どもたちを育む教育の充実に向け、その基盤となる体制や環境を整備し充実を図るため、「教職員の資質向上と学校業務の改善」や「安全・安心な教育環境の整備・充実」に取り組むとともに、「魅力ある多様な教育の振興・支援」など、主として学校教育を支える体制や基盤整備等の分野における関係施策の推進を図ります。

本年度事業では、㊨統合型校務支援システム導入事業やスクール・サポート・スタッフ配置事業、㊨県立学校ICT環境充実緊急整備事業を実施するとともに、㊨ICT活用教育推進のための調査研究事業、部活動改革推進事業などに取り組み、本県教育を支える体制の強化や環境整備のより一層の推進を図ります。

### 基本目標4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

文化に親しむ機会の充実や文化資源の保存・継承・活用等を図る「文化の振興」、スポーツ参画人口の拡大やアスリートの育成等を図る「スポーツの推進」に取り組むとともに、学校教育や生涯学習の分野における関係施策の推進を図ります。

本年度事業では、㊦みやざき総合美術展や㊧地域で守る 地域の文化財保存・活用推進事業、㊦発見・驚き・感動！西都原考古博物館魅力向上事業を実施するとともに、㊨未普及競技選手育成事業や㊨社会人アスリート等確保事業などに取り組み、県民の多様な文化・スポーツ活動を促進し、本県の文化・スポーツのより一層の推進を図ります。



# 施策の体系

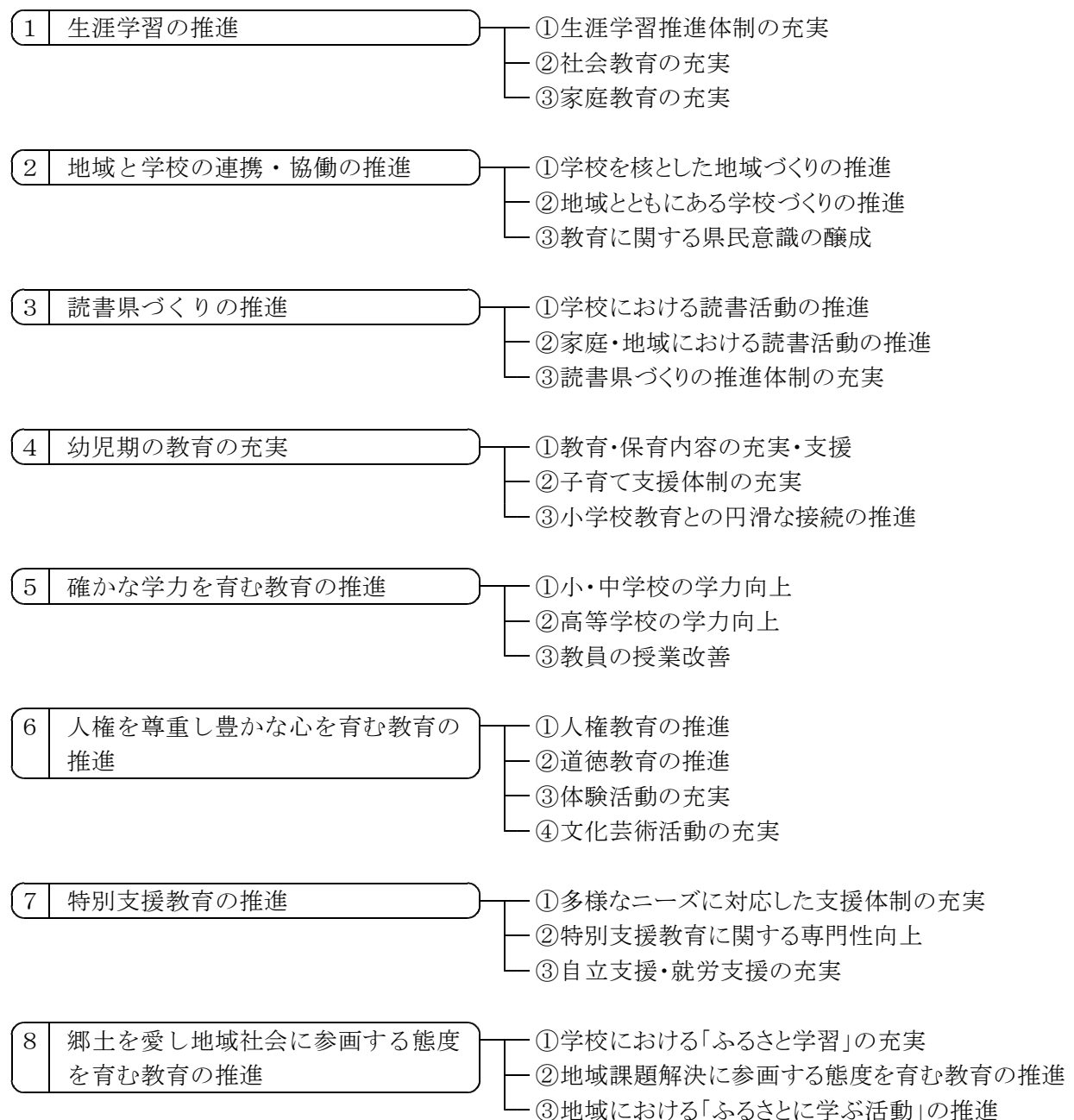
## 基本目標

目標 1	県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進
目標 2	社会を生き抜く基盤を培い、未来を担う人財を育む教育の推進
目標 3	教育を支える体制や環境の整備・充実
目標 4	文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

## 施策

[ 施策 ]

[ 項目 ]



- 9 キャリア教育・職業教育の推進
  - ①縦の連携を重視したキャリア教育の推進
  - ②地域と連携したキャリア教育の推進
  - ③産業や医療・福祉を担う人材の育成
  - ④高校生の就職支援の充実
  
- 10 社会の変化に対応した多様な人財を育む教育の推進
  - ①グローバル化に対応した教育の推進
  - ②科学技術教育の推進
  - ③教育の情報化の推進
  - ④環境教育の推進
  
- 11 教職員の資質向上と学校業務の改善
  - ①優れた人材の確保
  - ②専門性や社会性の向上のための研修の充実
  - ③学校の機能を高めるための学校業務の改善
  
- 12 安全・安心な教育環境の整備・充実
  - ①学校安全体制の整備
  - ②安全・安心な学校施設の整備
  - ③実践的な防災教育等の推進
  - ④いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止
  
- 13 魅力ある多様な教育の振興・支援
  - ①公立小・中学校の教育環境の充実
  - ②県立学校の教育環境の充実
  - ③学校種間の連携・接続の推進
  - ④修学支援の充実
  - ⑤私立学校の振興
  - ⑥高等教育環境の充実
  
- 14 文化の振興
  - ①県民だれもが文化に親しむ機会の充実
  - ②文化活動を支え育む環境の整備
  - ③文化資源の保存・継承
  - ④特色ある文化資源の活用
  - ⑤全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上
  
- 15 スポーツの推進
  - ①スポーツ参画人口の拡大
  - ②アスリートの育成
  - ③学校体育の推進
  - ④障がい者スポーツの推進
  - ⑤スポーツによる地域活性化

**重点取組**

- 1 いのちを大切にする教育の推進
- 2 地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実
- 3 学校における働き方改革の推進

※ 重点取組は今回の計画で新たに設けるものです。様々な施策と関連し、横断的に取り組むべきもののうち、特に今後の4年間で重点的に推進する必要があるものを「重点取組」と位置付け、各施策の内容から関連するものを取り出し再構成して、1つのパッケージとして示しています。